

平成 31 年度 四日市市女性起業家育成支援事業業務委託 仕様書

1. 事前説明会、起業支援講座、ジャンプアップ講座、地元企業とのビジネスマッチング、歴代受講生との意見交換会、公開プレゼンテーション・交流会の実施

(1) 業務の目的

女性ならではの感性や独創的な発想をもって起業を志す女性をサポートすることで、市内で活躍する新たな担い手を創出し、地域経済の活性化を目指す。

(2) 講座等の対象者

- ①基礎知識の習得を含め起業に関心がある女性
- ②既に基礎知識を習得し、起業を目指している女性
- ③すでに起業している女性

※原則として、生計を立てる規模の事業を目指す方を対象としています。

(3) 事業内容

(事前説明会)

各講座への参加を呼びかけることを目的に、講座申込締め切り前において事業の趣旨を説明するとともに参加検討者への質疑応答の場等を設けること。

(起業支援講座)

対象者①、②を対象に、基礎知識の有無にかかわらず参加が可能となるように、起業に係る基礎知識および応用知識の習得から、事業計画の作成までを包括し、かつ創業者として「経営、財務、人材育成、販路開拓」を意識したカリキュラムとすること。

(ジャンプアップ講座)

対象者①、②、③を対象に、委託期間の範囲において、創業後に直面する課題解決を目的とした、公認会計士、税理士等の専門家による創業者の「経営、財務、人材育成、販路開拓」を意識したカリキュラムとすること。

(地元企業とのビジネスマッチング会)

対象者①、②、③および過去の受講生を対象に、地元企業とのビジネスマッチングの機会を設けること。ただし、過去の受講生への連絡については、受託者と市が必要に応じて協議するものとする。

(歴代受講生との意見交換会)

過去の受講生と受講後の変化や実績など意見交換を行う機会を設けること。なお、上記の講座内でその場を設けることも可能とする。

(公開プレゼンテーション・交流会)

受講生を対象に、事業計画等のプレゼンテーションを実施し、その後、情報交換の効果的な場として名刺交換を含めた交流会を行うこと。

(4) 実施回数

(事前説明会、地元企業とのビジネスマッチング会、公開プレゼンテーション・交流会、歴代受講生との意見交換会)

各1回以上

(起業支援講座)

全8回以上(1日2回程度、1回90～120分程度)。受講者15人程度。

(ジャンプアップ講座)

全6回以上(1回90～120分程度)。受講者20人/回程度。

なお、公開プレゼンテーション・交流会の開催にあたっては、市内外の企業、団体等多様な主体と連携し、協賛金を得て実施することも可能とする。但し、協賛金を得て実施する場合は、本委託契約との経理区分を明確にすることとし、当事業を拡充するものに限り支出すること。また、協賛企業の選定については、事前に市と打合せを行うこと。

(5) 実施時期

(事前説明会)

起業支援講座の募集前に実施すること。

(起業支援講座)

四日市志創業応援隊が実施する事業を考慮するとともに、開講時間の設定を女性が参加しやすいように配慮し、1か月程度の集中した講座とすること。

(ジャンプアップ講座、地元企業とのビジネスマッチング会、歴代受講生との意見交換会)

委託契約期間内に実施すること。

(公開プレゼンテーション・交流会)

起業支援講座およびジャンプアップ講座終了後、委託契約期間の終了までの間に実施すること。

(6) 委託期間

契約の日から平成32年3月23日まで

(7) 開催場所

四日市市内

2. 委託業務内容

- (1) 事前説明会および地元企業とのビジネスマッチング会の企画、実施
- (2) 講座カリキュラムの企画、実施、講師の選定、手配
- (3) ジャンプアップ講座の企画、実施、講師の選定、手配
- (4) 公開プレゼンテーション・交流会の企画、実施、ファシリテーターの選定、手配
- (5) 地元企業とのビジネスマッチング会の企業選定、手配
- (6) テキスト等の作成・配布
- (7) 講座参加者の募集
- (8) 会場の手配（設営・片づけ等）
- (9) 受講後受講者の感想等取りまとめ
- (10) 委託業務終了後の実績報告書の作成、提出

※参加料、講師料（交通費・宿泊費等含む）、教材料、会場使用料、広告料等は、委託料に含むものとする。

3. 事業実施報告書の作成

事業実施時の写真を含む事業実施報告書を作成すること。なお、公開プレゼンテーションについては、協賛を得て行う場合、協賛金にかかる部分の収支決算書を添付すること。

4. 委託料の支払

委託料の請求及び支払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 委託料は前金払 1 回および完了払とする。前金払については、契約締結後、請求書に基づき、委託料の 30%以内を支払う。
- (2) 受託者は、業務完了後、事業実施報告書を添えて、本業務に係る委託料を請求するものとする。
- (3) 委託者は、(2)の規定による請求があったときは、履行確認の後、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

5. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、受託者と市が必要に応じて協議するものとする。
- (2) プロポーザルにおける提案書の内容及びヒアリングの回答は本契約に含む。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。